

千葉県内における雇用保険電子申請事務処理を

「千葉労働局雇用保険電子申請事務センター」

で行っています。

千葉県内の各ハローワークで行っていた「雇用保険電子申請手続」については、申請の受理から審査・決定までの事務処理の迅速化・効率化を図るため、平成28年10月から「千葉労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行っています。

- * ただし、引き続きハローワークで事務処理を行う電子申請手続もありますので、裏面を必ずご覧ください。
- * 雇用保険電子申請手続とは、ハローワークへ書類持参による手続と異なり、24時間・365日インターネットを用いて各種手続を行うことです。

詳細はこちら 

電子政府の総合窓口【e-Gov】

<https://www.e-gov.go.jp/>

お問い合わせ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

電話番号：050-3786-2225

トップページ

問い合わせ



【 お願い 】

- ① 電子申請書の提出先は、従前どおり事業所管轄ハローワークを選択してください。
- ② 申請・届出の内容について、当センター又はハローワークより確認の連絡をする場合があります。
- ③ 当センターより、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。
例 定年退職の方の離職票発行手続き … 就業規則の定年条項部分（写）
労働契約期間満了の方の離職票発行手続き … 直近の雇用契約書（写）
育児時短就業給付金資格確認手続き … （育児時短開始前後の）労働条件通知書（写）
- ④ 雇用保険制度についてのお問い合わせは、管轄ハローワークにお願いします。

【 千葉労働局雇用保険電子申請事務センター 】

千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉内

電話：043-307-5635 メール：denshi_chiba@mhlw.go.jp

※メールは申請・お問い合わせには対応していません。

電子申請事務センターより指示があった場合のみご利用いただけます。

開庁日：土日祝、年末年始を除く平日8時30分～17時15分

雇用保険電子申請事務センター、ハローワークが取り扱う電子申請手続きとお問い合わせ先

電子申請手続きを行った届出等について、確認や訂正が必要な場合は下記のお問い合わせ先までお願いします。

手 続 名		お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	事業所管轄 ハローワーク
事業所に関する 手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請		○
被保険者に関する 手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格取得届（6か月以上の遡及 等）（注1）		○
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり・なし）	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届（注2）	○	
	雇用保険被保険者離職票記載内容補正願の提出 ※電子申請手続きの事務処理終了後に訂正を行う場合		○
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請		○
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書／所定労働時間短縮開始時賃金証明書の提出	○	
雇用継続給付に関する 手続き	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金・出生時育児休業給付金・出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	

（注1）事業所設置に伴う届出・6か月以上の遡及・兼務役員・同居の親族・在宅勤務者に関する取得届はハローワークが審査・処理します。

（注2）事業所設置に伴う転勤届は、ハローワークが審査・処理します。